鳥取県教育委員会「県立高等学校重点校」制度実施要項

鳥取県教育委員会

１　目的

各高等学校が重点的に取り組むべき項目を県教育委員会が指定（重点校指定）し、予算を手厚く配分する等の支援をすることで、各高等学校の特色化・魅力化をより一層推進するとともに、以下に掲げる本県教育施策等の実現を図る。

Ⅰ　鳥取県教育振興基本計画に掲げる施策等の実現
Ⅱ　鳥取県の「教育に関する大綱」に掲げる取組方針・施策、指標達成の実現
Ⅲ「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和８年度～令和１７年度）」の具現化

２　重点校の種類及びその決定・更新について

各高等学校の重点項目は別表のとおりとし、県教育委員会と各高等学校で協議の上、各課程当たり１～３程度の重点項目を指定する。

各重点項目の指定期間は２年間とし、各高等学校のスクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえながら、指定を決定する。

３　重点校に対する支援

（１）学校裁量予算独自事業について

各高等学校の重点項目の実現に向けた事業に対して、積極的な予算配分を行う。

（２）県教育委員会所管事業（学校裁量予算独自事業を除く）について

各高等学校の重点項目の実現に向けた必要性、意義等が認められる事業等について、予算等（人員配置、施設等の整備を含む）を手厚く配分するとともに、新規事業（モデル校設置等）を実施する場合の対象校とする。

４　重点校に求める成果

（１）学校運営協議会評価における評価

「鳥取県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱」に定める「学校運営協議会評価」において、重点項目への取組に触れること。

（２）その他

各高等学校は、重点項目に関する各種関係会議への参加、成果発表などに協力すること。

５　その他

この要項に定めるもののほか、「県立高等学校重点校」制度の運用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成 29 年９月 13 日から施行する。

附則

この要項は、令和２年３月 10 日から施行する。

附則

この要項は、令和４年１月 21 日から施行する。

附則

この要項は、令和５年 12 月 27 日から施行する。

附則

この要項は、令和６年１月 24 日から施行する。

附則

この要項は、令和７年 12 月 24 日から施行する。